

令和8年3月24日

第3回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 3 号

令和8年 第3回 定例会

日時：令和8年3月24日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	丹 羽 恵玲奈
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
	委 員	中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」	教育推進部長	吉 田 雄 大
	教育総務課長	熱 田 直 道
	学務課長	宮 原 直 務
	教育推進部副参事	内 山 真 宏
	教育指導課長	山 岸 健
	教育施策推進担当課長	藤 咲 秀 修
	児童青少年課長	日比谷 光 輝
	教育センター所長	木 内 恵 美
	真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」	庶務係長	大 川 育 子
	庶務係主査	平 手 由佳莉

令和 8 年

## 第 3 回教育委員会定例会

令和 8 年 3 月 24 日 (火) 午後 2 時

場 所 第二委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

### 第 1 議事録の承認

議事録第 1 号 (令和 8 年第 1 回定例会)

議事録第 2 号 (令和 8 年第 2 回定例会)

### 第 2 議案の審議

第 2 1 号議案 「未来へつなぐエンタメプロジェクト 文京区立の小・中学生および文京区内ピアノ教室生のためのピアノ演奏体験会」の後援名義の使用について

第 2 2 号議案 「気軽に！楽しく！親子で自然ふれあい体験」の後援名義の使用について

第 2 3 号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

第 2 4 号議案 文京区立柏学園処務規則の一部を改正する規則

第 2 5 号議案 文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則

第 2 6 号議案 会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

第 2 7 号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第 2 8 号議案 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第 2 9 号議案 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 0 号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程

第 3 1 号議案 文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第 3 2 号議案 文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則を廃止する規則

第 3 3 号議案 文京区立教育機関等情報セキュリティに関する基本方針

第 3 4 号議案 文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026

### 第 3 報告事項

(1) 令和 8 年 2 月定例議会の審議概要について (資料第 1 号)

(2) 令和 7 年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第 2 号)

(3) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)

- (4) 学校選択制度の実施に伴う令和8年度進路意向確認票の回答状況について (資料第3号)
- (5) 少年自然の家八ヶ岳高原学園の食事料金の改定について (資料第4号)
- (6) 文京区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について (資料第5号)

#### 第4 その他事項

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。中野委員がオンラインでご出席、そのほかの委員は対面でご出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

議事録第1号 (令和8年第1回定例会)

議事録第2号 (令和8年第2回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第1号及び第2号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 第2 議案の審議

○丹羽教育長 次に、議案の審議に入ります。

議案の審議の前に、本日の会議運営についてお諮りいたします。

議案のうち、第23号から25号議案まで、第27号から第29議案まで並びに第32号及び第33号議案についてはそれぞれ関連性の高い内容になっております。これらにつきまして、提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

第21号議案 「未来へつなぐエンタメプロジェクト 文京区立の小・中学生および文京区内ピアノ教室生のためのピアノ演奏体験会」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は14件ございます。

第21号議案「未来へつなぐエンタメプロジェクト 文京区立の小・中学生および文京区内ピアノ教室生のためのピアノ演奏体験会」の後援名義の使用について」です。

この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第21号議案、「未来へつなぐエンタメプロジェクト 文京区立の小・中学生および文京区内ピアノ教室生のためのピアノ演奏体験会」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、学校法人尚美学園尚美ミュージックカレッジ専門学校音楽総合アカデミー学科。  
代表者は、稲見英夫でございます。

事業名は、未来へつなぐエンタメプロジェクト 文京区立の小・中学生および文京区内ピアノ教室  
生のためのピアノ演奏体験会。

実施は、令和8年5月23日（土）を予定しております。

実施場所は、尚美バリオホールでございます。

本事業は、尚美学園の創立100周年記念事業の一環として、文京区への地域貢献を目的に、ピアノ演奏体験会を開催するもので、文京区立の小・中学校に通う児童・生徒及び区内のピアノ教室に通う生徒の皆さんに、ホールでグランドピアノを演奏する機会を提供し、その経験を通して音楽への興味・関心を深めていただくとともに、文化芸術活動の活性化に寄与することを目的としております。

対象は、区立の小・中学生及び区内のピアノ教室に通う生徒とその保護者。

参加費は、無料となっております。

このほか、資料といたしまして、事業企画、実施要項、事業予算書、役員名簿等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考える  
ものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○清水委員 事業企画とか実施要項が2ページにあるんですけども、前回のを見ると、時間が「11:00～18:50（1コマ50分制）」と詳しくあります。今回はこの辺のところが記されていないので、もうちょっと詳しい実施要項が必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○教育総務課長 今回は確かに資料には記載がないんですけども、対象が小・中学生とかピアノ教室に通う生徒とその保護者というところで日中の開催を予定していると伺っております。

○清水委員 大変よい経験になるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第22号議案 「気軽に！楽しく！親子で自然ふれあい体験」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 次に、第22号議案「気軽に！楽しく！親子で自然ふれあい体験」の後援名義の使用について」です。

説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第22号議案、「気軽に！楽しく！親子で自然ふれあい体験」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、NPO法人国際自然大学校。

代表者は、佐藤初雄でございます。

事業名は、気軽に！楽しく！親子で自然ふれあい体験。

実施は、令和8年5月4日（月）を予定しております。

実施場所は、占春園でございます。

本事業は、自然体験活動を通して、子どもたちがみずから考え判断し行動する力を育むきっかけを提供するとともに、体験機会の創出及び周知を図ることを目的としております。

対象は、3歳以上の主に小学生を中心とした親子。

参加費は、100円となっております。

このほか、資料といたしまして、事業計画書、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○小川委員 とても有益な取り組みだと思えます。資料にチラシ、2026年の案がついています。1枚前のページには文京区は入っていませんが、文京区で似たような取り組みみたいなことをされた経験があるのかを教えてくださいたいと思います。

○教育総務課長 資料の5ページに「その他」ということで記載をしております。文京区では今回このような取り組みは初めてです。これまでは、18ページにあるように、もっと大規模なものを文京区以外のところで実施をしていたのですけれども、この団体としてはこれから都内各所で、文京区で今回行われるものと同じようなものを複数回実施予定と伺っております。今は3月29日に目黒区で実施をするのが決まっていると伺っております。

○小川委員 目黒区で開催されるのも、親子30組ぐらいの規模で実施されるということになるのですかね。

○教育総務課長 同程度の規模と伺っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

**第23号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則**

**第24号議案 文京区立柏学園処務規則の一部を改正する規則**

**第25号議案 文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則**

○丹羽教育長 続きまして、第23号議案「文京区教育局処務規則の一部を改正する規則」、第24号議案「文京区立柏学園処務規則の一部を改正する規則」、第25号議案「文京区立図書館処務規則の一部を改正する規則」。これらの件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第23議案から第25号議案まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。

これら3議案は、令和8年4月1日付の組織改正等に伴い、関連する3規則の規定整備を行うものでございます。

まず、第23号議案、文京区教育局処務規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。改正内容については、5ページの新旧対照表をご覧ください。

初めに、全体に共通する改正内容として、「学務課」を削り、「学校運営課」「学校施設課」を新たに設置します。また、「児童青少年課」を「児童課」に改めます。

次に、第2条をご覧ください。ここでは教育局に属する課名について、ただいまご説明した組織改正の内容を反映いたします。

次に、第5条をご覧ください。「学校運営課」の下に「学事係」と「課務担当主査」を、「学校施設課」の下に「課務担当主査」を加えます。また、「児童課」から「青少年係」を削ります。

次に、第7条をご覧ください。「学校運営課」と「学校施設課」の分掌事務を加えます。また、現在児童青少年課の「青少年係」で行っている「他の係に属しない」事務の分掌を、「児童係」に移します。

最後に、第8条第2項をご覧ください。「柏学園」の所属を「学校施設課」に改めます。

この規則の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

次に、第24号議案、文京区立柏学園処務規則についてご説明申し上げます。改正内容については、2ページの新旧対照表をご覧ください。本案は、令和8年度から、学務課が学校運営課及び学校施設課の2課に組織改正されることに伴い、文京区立柏学園処務規則の一部を改正するものでございます。

初めに、第5条をご覧ください。組織改正に伴い、「学務課長」の名称を「教育推進部学校施設課長」に変更いたします。

次に、第7条をご覧ください。現行の規則との整合性を図るため、「文京区教育局文書取扱規則」を「文京区教育局行政情報管理規則」に変更するとともに、「文書取扱主任」を「行政情報管理補助者」に変更いたします。

最後に、第8条をご覧ください。こちらについても、第5条同様、組織改正に伴い課名を変更いたします。

この規則の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

最後に、第25号議案、文京区図書館処務規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。改正内容については、3ページの新旧対照表をご覧ください。

初めに、第1条をご覧ください。現行の条例との整合性を図るため、「文京区立図書館設置条例」を「文京区立図書館条例」に変更いたします。

次に、第2条をご覧ください。組織改正に伴い、「サービス事業係 課務担当主査(施設整備担当)」を「課務担当主査」に変更いたします。

次に、第6条をご覧ください。区立図書館全体の図書館サービスの企画・検討体制を構築するため、「サービス事業係」の分掌事務を削り、新たに図書館サービスの一層の推進を図る「課務担当主査」の分掌事務を加え、必要な文言整理を行います。

最後に、第7条及び第9条をご覧ください。現行の規則との整合性を図るため、法令番号を変更

し、必要な文言整理を行います。

この規則の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 名称変更だけでなく、学務課の場合は学校運営課と学校施設課、2つに分かれるわけなんですけれども、その2つに分かれる理由と、学務課の人数がそのままこの2つの課を合わせた人数になるのかどうかを教えてください。

○学務課長 現在遂行しております学校施設の老朽化対策や改築の進行、そしてさまざま行っている工事をかみ合わせて全体的な個別計画を検討していくといったあたりがありまして、施設関係の業務量が非常に大きくなってきていることを勘案し、今、1つの課の中で係として対応しているものを課として独立させてしっかりと対応していくことで、効果的に進めていきたいというのが1つございます。

人数につきましては、そういった業務量の増加にあわせて増員をかけていることから、学校施設課が現在の人数から2名ふえております。また、学校運営課のほうに ICT 関係の係を新たに立ち上げますので、そこの係長がふえるなど、人数も一定増員させているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、議案ごとにお諮り申し上げます。

第23号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第24号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第25号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第26号議案 会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 続きまして、第26号議案「会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第26号議案、会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

会計年度任用職員任用講師の公募によらない再度の任用に係る選考においては、人事評価結果を活用し、適切に実施しているところではありますが、欠勤等の勤務実態を適切に反映し、客観性及び公平性を一層高めるため、新たに所定勤務日数における欠勤等日数の割合に応じた判定要件を設けるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。第3条第6項4号において、公募によらない再度の任用に係る欠勤の日数及び回数を定め、換算後の欠勤等の日数が、任期中に所定の勤務

日数の5分の1に達していない場合、再度の任用を認めないものとします。

この規則の施行期日は、令和8年4月1日とします。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。もし何かわからない点がありましたら、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

○小川委員 ここで対象になる人が具体的にどのような人なのかを教えてください。

○教育指導課長 対象になる者ですが、そちらに書いてあるように、会計年度の任用職員の講師ということで、いわゆる時間講師ですとかそういった者が対象となります。

○小川委員 それは小学校とか中学校で時間で教えに来てくれる先生がある一定数いて、その方に適用されるという理解で正しいでしょうか。

○教育指導課長 そういった形で正しいです。

○小川委員 参考までに、そういう方が大体どのくらいの人数、いらっしゃるのか教えていただけますか。

○教育指導課長 大体でよろしいですか。すぐ調べさせていただきます。（「大体でいい。肌感覚」と呼ぶ者あり）

○丹羽教育長 ちょっと調べたほうがいいですね。

○教育指導課長 100 まではいかないと思うんですが、各学校に、多いところでいうと 10 人とかいたりするので、かなりの数になると思います。今、係のほうで確認させていただきます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 感覚的にこれは基準を厳しくしたというよりも、これは基準を何か加えたという感じですか。

○教育指導課長 病気の休暇については、そこの表を見ていただくと、改正後については有給と無給を合わせて 90 日になったので、病気休暇等は取りやすくなっています。ただ、先ほど部長からご説明があったように、その後のつけ加えたところで、欠勤のことについては評価のほうに適切に反映をさせていただいて、再度の任用については少し厳しくというか、例でいいますと、週 2 日、3 日働いている者が年間 100 日勤務するとしたら、その 5 分の 1 なので、20 日欠勤した場合には来年度の任用にかかわってくるという中身になっております。

○福田委員 休みやすくなるはなったけれども、逆に休み過ぎると再度の任用にはひっかかってくる、そんな理解で合っていますか。

○教育指導課長 そのとおりでございます。今までその辺のところが厳密でなかったもので、勤務実態がしっかりしている者について、その後、会計年度としてまたその翌年に採用するという中身になっております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、人数については後ほどお答えしますので、先にお諮りしてもいいですか。

それでは、第 26 号議案についてお諮りします。お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

第27号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第28号議案 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第29号議案 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 続きまして、第27号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、第28号議案「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、第29号議案「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」。これらの件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第27号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則、第28号議案、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則及び第29号議案、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各案は、社会と公務の変化に応じた給与制度を実現するため、人事院勧告及び給与改定交渉に伴い、規定の整備を行うものでございます。

まず第27号議案につきまして、新旧対照表をご覧ください。第4条第3項において、経験年数の号給への加算方法を改正するものでございます。

続いて、第28号議案につきまして、新旧対照表をご覧ください。このうちの別表において、園長及び副園長に係る管理職手当の支給額について改正を行うものでございます。

続いて、第29号議案につきまして、新旧対照表をご覧ください。第2条第2項において、管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を定めるものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日の支給対象時間の拡大に伴い、第3条第2項を削除し、新たに第4条において、週休日等以外の日と週休日等をまたぐ勤務を行った場合の取り扱いについて規定いたします。

次に、第5条において、本改正に伴い、条の繰り下げを行います。

施行期日は、3案ともに令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

こちらは全て、特別区全体でということですね。

○教育指導課長 こちらは人事院のほうで給与の勧告の仕組みが変わったものについて、全て同様に変わったものでございます。

○丹羽教育長 何かご質問とかご意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。

第27号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第28号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第 29 号議案についてお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第 30 号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程

○丹羽教育長 続きまして、第 30 号議案「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程」でございます。

この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 30 号議案、幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う職員の旅費に関する条例の改正を踏まえ、これに準じて幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正するものでございます。

新旧対照表に基づき改正の概要をご説明いたします。

まず、第 3 条から第 5 条において、旅行の変更や旅費を喪失した場合にその者の損失となる金額を旅費として支出することができる事情及び金額について規定いたします。

次に、第 6 条及び第 7 条において、様式の改正を行います。

次に、現行規程の第 11 条及び第 12 条において定めていた内国旅行の近接地内旅費及び近接地外旅費の区分を廃止いたします。

次に、第 10 条から第 14 条、第 16 条及び第 17 条において、職員の旅費に関する条例でその他任命権者が定めるものとした旅行方法及び事由について規定いたします。

次に、第 15 条及び第 18 条から第 21 条において、旅費の調整や算定方法について規定いたします。

次に、第 22 条において、研修受講のための旅費について定めていた別表第 2 を廃止し、研修受講の際は出張の例に準じて支給するよう改めます。その他本改正に伴い文言の整理を行います。

施行規則は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

○中野委員 単純な質問なんですけれども、幼稚園教育職員の方の旅費は通常、どういう出張というか、どういう形の旅費が多いんでしょうか。

○教育指導課長 通常、幼稚園で行われている例えば研修とか、都内以外でも他県で行われるような研究発表会に宿泊を伴って出張する、そのような場合が多いです。

○丹羽教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、第 30 号議案についてお諮り申し上げます。ただいまの件について提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

### 第31号議案 文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 続きまして、第31号議案「文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第31号議案、文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、学校教育法の改正により、学校に置くことのできる職として主務教諭の職が新設されることに伴い、法に基づく主務教諭の職の設置と、関係規定の整備を行うものでございます。新旧対照表をご覧ください。

まず、第6条第6項において、小・中学校における主務教諭の取り扱いを定めるとともに、職名を主任教諭、主任養護教諭、主任栄養教諭とする旨を定めます。

次に、第7条及び第9条において、文言整理を行います。

次に、第30条において、幼稚園及び幼稚園型認定こども園については、小・中学校の規定を準用しておりましたが、主務教諭の職を設置しないため、主任教諭及び主任養護教諭について規定いたします。また、これに伴い、準用条項に係る文言整理を行います。

最後に、付則第2項及び第3項において、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の別表について文言整理を行います。

この規則の施行期日は、令和8年4月1日です。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 では、この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○福田委員 結局のところ、これは何を企図してというか、主任教諭から主務教諭、この決定的、機能的な違いが、文章だけだといまいちすっと入ってこないんですけども。

○教育指導課長 おっしゃるとおりでございます。国が今回、主務教諭という名前で設置しておりますが、東京都は以前から主任教諭という形で設置していますので、実質的にはその名前を変えただけです。今回も、小・中学校のほうは管理運営規則等で主任という名前を主務教諭という形に変えさせていただきました。

○丹羽教育長 主務教諭を置くんだけど、「主務教諭の職名は、主任教諭とする」となっているので、今までどおり主任教諭と東京都では呼ぶということでもいいんですけど。

○教育指導課長 管理運営規則では、名称を変更せよということになっているので、主務という形に変更しています。

○丹羽教育長 これからは主務教諭と呼ぶんですか。今まで主任教諭という方がいらっしやっただけでしょう。

○教育指導課長 名称は主任教諭のままです。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。第31号議案についてお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

**第 3 2 号議案 文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則を廃止する規則**

**第 3 3 号議案 文京区立教育機関等情報セキュリティに関する基本方針**

○丹羽教育長 続きまして、第 32 号議案「文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則を廃止する規則」及び第 33 号議案「文京区立教育機関等情報セキュリティに関する基本方針」。これらの件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 32 号議案、文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則を廃止する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、GIGA スクール構想によるクラウド利活用の進展や教育 DX の加速に対応するため、文部科学省の最新ガイドラインに準拠した新たな「教育情報セキュリティポリシー」を策定することに伴い、現行の「文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則」を廃止するものでございます。

規則の廃止期日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。

続いて、第 33 号議案、文京区立教育機関等情報セキュリティに関する基本方針につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

先ほど第 32 号議案にて申し上げましたとおり、文部科学省の最新ガイドラインに即した「教育情報セキュリティポリシー」の策定に当たり、新たに基本方針を制定するものでございます。これにより、情報資産保護の規定を整備し、より強固な情報セキュリティ体制の確立を図ってまいります。

基本方針の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 この基本方針はどのような形でできてきたかを教えていただければと思います。

○教育指導課長 今までもこういったセキュリティポリシーについては教育委員会の中にあっただけでございますが、今回、文部科学省のほうで最新のガイドラインができましたので、それに準拠した形で教育情報のセキュリティポリシーを策定いたしました。

○清水委員 最終的にこの教育委員会でそれをお認めする形ということでよろしいでしょうか。

○教育指導課長 そのとおりでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。

まず、第 32 号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第 33 号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

**第 3 4 号議案 文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026**

○丹羽教育長 続きまして、第 34 号議案「文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026」でございます。

この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 34 号議案、文京区立中学校部活動地域展開実施計画 2026 の策定につきまして、令和 8 年 2 月の教育委員会で報告させていただきましたが、改めて提案理由をご説明申し上げます。

本計画につきましては、令和 7 年 4 月の定例会で素案を報告した後、8 月に実施したパブリックコメントと 2 つの会議体での議論を踏まえ、取りまとめたものです。

初めに、本計画は令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間に実施する事業を計画いたしました。目標として、休日における部活動の教員に頼らない指導体制の構築を目指します。

目標の達成に向けて、次の 3 点を重点戦略と位置づけ、取り組みます。第 1 に、地域クラブ活動の土台づくりです。具体的な内容として、休日の部活動について、令和 9 年度に運動部活動の地域クラブ活動への転換を部分的に実施し、令和 10 年度から運動部活動の地域クラブ活動への転換を全面的に実施してまいります。第 2 に、部活動の地域展開についての理解促進です。児童・教員・保護者・地域の理解及び協力が不可欠となるため、理解促進に努めてまいります。第 3 に、豊かな活動の提供です。現在の学校部活動にはない活動を提供し、生徒の豊かな活動を保証してまいります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

○清水委員 これは 3 年間の実施計画ということなんですけれども、年度ごとの振り返りとか変更はどのようにお考えか教えてください。

○教育施策推進担当課長 令和 7 年度も行っていますが、地域展開を検討する検討会議を毎年行っております。令和 8 年度も 4 回の実施を予定しております、その検討会議の中で年度年度の成果などをまとめておりますので、令和 8 年度につきましても、検討会議を中心に年度ごとにその推進状況、成果、課題についてまとめていく予定でございます。

○清水委員 いろいろ考えなきゃいけないところも出てくるのではないかなと思うので、そのようにしていただくとありがたいですし、それが年度で十分かということもあるかと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 検討会議のメンバーはどういう方々で構成されているのですか。

○教育施策推進担当課長 令和 7 年度のメンバーとなりますが、まず、学識経験者の方に座長についていただいております。保護者の代表として P T A 連合会からお二方、ご協力いただいております。校長会からもお二方、ご協力いただいております。そのほかはこの庁舎内、施設を担当する課長や私、教育指導課長、学務課長、あとは教育推進部長にもご参加いただいております。

○丹羽教育長 ほかにご質問、ご意見、ありますでしょうか。

○福田委員 これは質問というよりは、お願いですけれども、実際に地域に展開されていく上で、指導の担い手となる候補の方々もぜひ早い段階から検討会議のメンバーに加えていただくとあり

がたいなと思います。いろんな競技もありますし、文化系と運動系でもまた違うと思うので。

○**教育施策推進担当課長** 地域の方々や担い手にはこの実施計画2026の周知を予定しております。ただ、検討会議のメンバーにつきましては、検討会議で決まっているメンバーにプラスアルファ参加していただくことも、要綱上、可能となっておりますので、その点について検討してまいります。

○**丹羽教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○**中野委員** 3ページに教員のアンケートがあって、4ページに児童・生徒・保護者のアンケートがあります。3ページから4ページに切りかわるあたりで、自由記述で「中途半端な地域移行が一番混乱を招く」とか、確かにそうだなと思う意見もあるんですけども、こちらのアンケート結果も既に計画とかに反映されていると思ってよろしいのでしょうか。

○**教育施策推進担当課長** 中野委員ご指摘のように、こちらのアンケートと令和7年5月にもアンケートを行っております。それらのアンケートを両方こちらの計画のほうへ修正等加味しております。

○**中野委員** 例えば、子どもたちのほうで「約半分が普段の延長を望んでいる」、「2割強が普段と異なる部活動を望んでいる」とか、どの意見を反映させるかとか、全てに対してみんながいい仕組みはなかなか難しいんだろと思うんですけども、その取舍選択というか、もともとの趣旨を教員の負担軽減と置くのか、子どもたちの活動の充実と置くのか等によっても、このアンケートの捉え方も変わるんだろと思いついておりました。感想です。

○**教育施策推進担当課長** ご指摘ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、児童・生徒にアンケートをとりますと、両方のいろいろな意見が出ます。実際、学校に赴いて直接児童・生徒と語り合いもしながら意見などを聞いたのですが、やはり両極端、いろいろな意見が出ます。PTAの方々も同様です。部活動をやりたいという教員もおります。逆に、手放したいという教員もおります。どこをとっていくかは非常に難しい問題です。そういった意味では、引き続き広く声を拾いながら検討会議のほうでしっかり検討して、文京区に合った地域展開の仕方を模索してまいります。

○**丹羽教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**福田委員** 13ページ、14ページの「今後の課題」のところは物すごく整理されていて、わかりやすいなと思って読んでいたのですが、14ページの「関係者の意識改革」といったところは結構踏み込んでいよう踏み込んでいない記述です。「制度や仕組みを根本的に見直し、作り直していかなければならない大きな改革となります」と書いてあるのですが、これは具体的にどういう意識をどう変えていくということをおっしゃっているのですか。

○**教育施策推進担当課長** 実施計画の7ページをご覧ください。どのようなイメージで地域展開を実現していくか、検討会議で練ってつくり上げたイメージ像です。下に「新たな出会い」「『やりたい』の実現」、「サードプレイス」、「同じ目的」と4点掲げていますが、どうしても保護者中心に部活動の教育的意義をすごく大事に思っているからといって、部活動を継続させたいという思いが非常にあります。一方で、教員の働き方改革も進めるべきであるという思いはありつつも、やはり部活動は続けていただきたいという、その意識がなかなか変わっていきません。なので、部活動を変えていくというよりも、7ページの姿にあるように、新しいことを展開していくということで部活動の地域展開を進めていくべきなのではないかと考えています。ただ、まだ浸透していない部分が

ございますので、部活動の延長線上にやるのではなくて、新しいことをやっていくんですという訴えの仕方を引き続きしていきたいと思っています。

○教育推進部長 今、担当課長が申したとおりなんですが、もう少し大きな視点で見たときに、今、日本は少子化が進んでいて、従来の学校単位の部活動は、東京 23 区は自然増ではなくて、社会増で児童・生徒数がふえているといえますか、現状維持以上のことになっているのですが、座長を務めていただいている学経の先生によると、地方は既に少子化が進んでいて、学校単位での部活動は難しい現状が既にあると言われております。そういったことを考えたときに、今担当課長が申し述べた視点とともに、来るべき 23 区もこの先、少子化が出てきますので、そういったことも踏まえて地域展開というものは 1 つの大きな視点を持って、あとは文京区という地域特性を生かした形でやっていくべきだろうといった視点も非常に重要であると教育委員会としては認識しているところです。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、この議案についてお諮り申し上げます。提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

## 第 26 号議案 会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則 (続)

○丹羽教育長 先ほどの件です。

○教育指導課長 先ほどの 26 号の件で小川委員から質問がございました。こちらについてですけれども、会計年度の任用講師は 142 名でございます。

○小川委員 小・中で。

○教育指導課長 小・中合わせてです。

○丹羽教育長 ありがとうございます。

## 第 3 報告事項

### (1) 令和 8 年 2 月定例議会の審議概要について

○丹羽教育長 それでは、第 3、報告事項に移らせていただきます。本日は 6 件ございます。

まず、(1)「令和 8 年 2 月定例議会の審議概要について」。説明をお願いします。

○教育総務課長 資料第 1 号をご覧ください。去る 2 月 25 日に行われました 2 月議会文教委員会の案件となります。

まず、議案ですけれども、全部で 9 件ございました。そのうち議案審査資料があった議案が本日の資料記載の 3 件となっております。議案 9 件のうち 6 件は子ども家庭部の議案、3 件が教育推進部の議案となっております。この 3 件はいずれもことしの 1 月以降の教育委員会の定例会または持ち回りの臨時会でご決定いただいた内容でございます。

次に、報告事項ですが、子ども家庭部から 2 件、教育推進部から 6 件、合計 8 件となっております。教育推進部の報告事項につきましては、いずれも前回までの教育委員会で報告した内容となっております。

次のページは定例資料で、2月の教育委員会でお配りしたものと同一資料になっております。

その次のページは、本会議の一般質問に対する教育長答弁になります。今回は全部で質問が42件ございました。主なものとして、入学準備金に関する事、不登校やいじめへの対応に関する事、学校施設に関する事などでございます。

資料第1号につきまして、説明は以上です。

○丹羽教育長 この件について何かご意見やご質問がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

## (2) 令和7年度文京区区政功労表彰受賞者について

○丹羽教育長 次に、報告事項の(2)「令和7年度文京区区政功労表彰受賞者について」。

○教育総務課長 資料第2号をご覧ください。3月15日に行われました区政功労表彰の今年度の教育局にかかわる受賞者の一覧でございます。

内訳を申し上げますと、PTA代表者が9名、学校医・学校歯科医が4名、青少年委員が2名、合計15名となっております。

資料第2号につきまして、説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明についてご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

## (3) 奨学資金に対する寄付の受領について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項の(3)「奨学資金に対する寄付の受領について」。こちらは資料なしです。

○教育総務課長 口頭でご報告させていただきます。

例年ご寄付をいただいております文京梅まつり実行委員会様から、今年度も奨学金の事業に活用していただきたいというご趣旨で30万円の寄付を受けております。いただいた寄付金につきましては、一旦基金に繰り入れをした上で、奨学金事業の財源として活用してまいります。

報告事項(3)につきまして、説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの件についてご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

## (4) 学校選択制度の実施に伴う令和8年度進路意向確認票の回答状況について

○丹羽教育長 次に、報告事項の(4)「学校選択制度の実施に伴う令和8年度進路意向確認票の回答状況について」です。

○学務課長 それでは、資料第3号に基づきまして、ご報告いたします。

教育委員会では、昨年10月に新中学1年生を対象に希望校調査を実施しており、票の左から2番目の項目「希望校調査票集計結果」に各校の希望人数とその合計を掲載しております。その後、年明けに進路意向確認票の提出を依頼しており、区立中学校への進学意向を確認しております。

表の右から2番目の項目が現時点での入学予定者数となっております。

なお、希望人数が多い第六中学校、第九中学校、音羽中学校につきましては、昨年12月3日に抽選を行い、補欠登録を行っております。抽選の結果につきましては、下段に参考として表がございます。こちらの表の当選者数が繰り上げとなった人数で、抽選校については当選者のうち進学の意向が確認された方の人数が上の表の進路意向確認票回答人数に含まれております。

この表は令和8年3月11日時点の数字でして、現時点で進路確認票をまだ提出いただいていない方もおりますので、今後はその方々の回答も集約いたしまして、区立中学校各校の入学者を最終決定する予定でございます。

報告は以上となります。

○丹羽教育長 それでは、この件につきまして、ご意見、質問等ありましたら、お願いいたします。

○中野委員 今回の抽選のところですが、結果的に最後を見ると受け入れ可能人数より入学予定者がかなり減っているところが多いんですけども、抽選段階であぶれてしまったけれども結果的にはもともと希望していたところに入れるという状況になったりしないんでしょうか。

○学務課長 現在も進路意向確認票の集計を進めておりまして、例えば九中が、3月11日時点ですと102人なんですけど、転入の方がいらして今104人になっています。抽選をしたタイミングでは、その時点で既に転入のご連絡をいただいている方はカウントしているのですが、年度末で転入される方がいらっしゃるんで、その分も含めて105人の受け入れ可能数になるように調整しているところがございます。

○丹羽教育長 よろしいでしょうか。

○中野委員 もう一つ、あまり気にしなくてもいいのかもしれないんですけども、茗台中が当初の集計だと215人いて、昨年度も94人いるのに、ことし随分減っているという印象なんですけれども、ここは特に抽選とかはしないで自然に減ってしまってこういう形に落ちついているということでもよろしいんでしょうか。

○学務課長 おっしゃるとおり、茗台中学校はことしは抽選を行っておりません。人数の上限は毎年、学校によっていろいろと、地域性もあったりするんですけども、何かあるかというところでは、本年度特徴的なのは、茗台中学校をご希望された方で国立・私立に進まれた方が去年よりも30人多かったんで、そういったところがことしの茗台中には影響があったのかしらと分析しているところがございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

次の報告事項に移らせていただきます。

#### (5) 少年自然の家八ヶ岳高原学園の食事料金の改定について

○丹羽教育長 報告事項の(5)「少年自然の家八ヶ岳高原学園の食事料金の改定について」です。

○学務課長 資料第4号に基づきまして、ご報告申し上げます。

現在、小学5年生及び中学1年生が移動教室で利用している八ヶ岳高原学園の指定管理者より、食材費の高騰に伴う食事料金の改定について相談を受けております。学務課において状況、内容を確認し、料金改定はやむを得ないと判断いたしまして、表に記載のとおり、令和8年度から食事料金を改定することといたしました。

なお、既に無償化して保護者負担がないため、今回の報告の中にはございませんが、学校給食費につきましても、令和8年度各学年30円から50円の単価の引き上げを行うこととしております。報告は以上です。

○丹羽教育長 この件についてご意見、ご質問等がありますでしょうか。これはよろしいですかね。ありがとうございます。

#### (6) 文京区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項の(6)「文京区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」です。

説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料第5号によりまして、業務量管理・健康確保措置実施計画についてご報告いたします。

本計画に関しては、令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされ、作成したのになります。

それでは、本計画を説明させていただきます。まず、資料の本計画1ページの計画の趣旨と現状をご確認ください。本計画の趣旨を明記するとともに、本区の現状を整理させていただいております。時間外在校等時間が45時間を超えている小学校、中学校ともに36%を超えております。原因としましては、授業準備や保護者の方への対応等、内容としてはさまざまであり、長時間労働が常態化している教育職員も多々いることがわかります。

2ページをご覧ください。そのような実態を踏まえ、令和8年度から令和11年度にかけて目標を掲げました。参考に、ここ3年間の時間外在校等時間を記載させていただきましたが、今までの本区の取り組みによって教育職員への負担軽減が図られていることがわかると思います。

続いて、3ページをご覧ください。目標を達成するため、教育委員会でできる学校と教師の業務の3分類に沿った教育職員の負担軽減を明記し、教育職員の働き方改革を包括的に実施してまいります。

4ページから7ページにかけて、具体的な負担軽減案を明記しております。

続いて、8ページをご覧ください。最後に、本計画の今後のフォローアップについてです。業務の改善がされない学校に対しては、引き続き個別に指導を行うとともに、本計画を毎年総合教育会議にかけ、見直し、改善を行いながら、区として教育職員の働き方改革を推進してまいります。

以上で報告を終わります。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○清水委員 例えばこれは在校ではなく自宅で仕事をする場合の評価もしていかなきゃいけないのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○教育指導課長 清水委員おっしゃるとおりです。このシステムで把握できているのは今、タイムカード等で学校の在校時間をはかっております。いわゆる持ち帰りの残業をどうやって防ぐかの対応については、今後こちらとしても国や都の取り組みを注視していきたいと思っております。今、

はっきりとはかることができない現状でございますので、そちらは今後も考えていきたいと思っています。しかしながら、教員が疲弊しないためにも、今も行っておりますストレスチェック等を確認しながら、心理面の状況の把握に努めていきたいと思っています。早く帰ることだけが業務そのものを減らすことの本質とはしていませんので、組織的、文化的な変革も進めてまいりたいと考えております。

○清水委員 例えば、自己申告になってしまいますけれども、アンケートとかで自宅でどのくらい仕事をしているのかを聞くのも一つの手かなと思いました。

○教育指導課長 ご指摘ありがとうございます。そういった方策も今後教育委員会として考えてまいりたいと思います。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。この件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

報告事項はこれで全て終了いたしました。

#### 第4 その他の事項

○丹羽教育長 第4、その他の事項です。その他で何かございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日用意した案件は以上となります。

これにて第3回定例会は終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 10)

令和8年3月24日

議事録署名人

教育長

委員